

教戦第 号
平成24年 月 日

徳島県教育振興審議会会長 殿

徳島県教育委員会委員長 西池 氏裕

徳島県教育振興計画の策定について（諮問）

このことについて、徳島県教育振興審議会設置条例第1条の規定に基づき、次のとおり理由を付して意見を求めます。

理由

本県では、平成20年10月に「徳島県教育振興計画」を策定し、「郷土に誇りを持ち、社会の一員として自立した、たくましい人づくり」を基本目標に掲げ、各種の教育施策を積極的に推進してきたところである。

現在の計画を策定して以降、経済雇用情勢の急激な悪化やグローバル化の急速な進展などの社会情勢の変化、東日本大震災を教訓とした防災に対する意識の高まりなど、教育を取り巻く状況は大きく変化している。

このような時代の変化に子どもたちが適切に対応し、自ら考え行動し他者と協働しつつ新たな価値を創造する、真の「生きる力」を育成するため、各学校段階における基礎学力の定着、豊かな心の育成、防災教育の充実など、子ども一人一人が持つ個性や能力をさらに伸ばさせる教育が強く求められている。

また、「幸福を実感できる」オンリーワン徳島の実現を基本理念として、新たな県政運営の指針となる「いけるよ！徳島・行動計画」を平成23年7月に策定し、世界に輝く「宝の島・徳島」を目指し各種施策を展開している。

こうした状況の中、現計画の成果と課題を踏まえつつ、改めて本県の教育がめざすべき方向性と今後講ずるべき施策等を示した新たな本県教育の指針を策定する必要がある。

徳島県条例第二十号

徳島県教育振興審議会設置条例

(設置)

第一条 徳島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、徳島県の教育の振興に関する重要事項を調査審議するため、教育委員会の附属機関として、徳島県教育振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第二条 審議会は、委員五十人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第三条 審議会に、会長一人及び副会長を二人置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する順序に従い、その職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第五条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会には、部会長及び副部会長各一人を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(雑則)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

- 1 この条例は、平成六年四月一日から施行する。
- 2 徳島県産業教育審議会条例（昭和六十年徳島県条例第三十二号）は廃止する。

徳島県教育振興計画策定方針

1 策定方針

本県では、平成20年10月に「徳島県教育振興計画」を策定し、「郷土に誇りを持ち、社会の一員として自立した、たくましい人づくり」を基本目標に掲げ、各種の教育施策を積極的に推進してきたところである。

現在の計画を策定して以降、経済雇用情勢の急激な悪化やグローバル化の急速な進展などの社会情勢の変化、東日本大震災を教訓とした防災に対する意識の高まりなど、教育を取り巻く状況は大きく変化している。

このような時代の変化に子どもたちが適切に対応し、自ら考え行動し他者と協働しつつ新たな価値を創造する、真の「生きる力」を育成するため、各学校段階における基礎学力の定着、豊かな心の育成、防災教育の充実など、子ども一人一人が持つ個性や能力をさらに伸ばさせる教育が強く求められている。

また、「幸福を実感できる」オンリーワン徳島の実現を基本理念として、新たな県政運営の指針となる「いけるよ！徳島・行動計画」を平成23年7月に策定し、世界に輝く「宝の島・徳島」を目指し各種施策を展開している。

こうした状況の中、現計画の成果と課題を踏まえつつ、改めて本県の教育がめざすべき方向性と今後講ずるべき施策等を示した新たな本県教育の指針を策定する。

2 次期「徳島県教育振興計画」の概要

(1) 計画期間

平成25年度～平成29年度

(2) 策定方法

① 徳島県教育振興審議会への諮問、パブリックコメント、答申を経て、教育委員会が策定する。

② 検討組織

・ 教育振興計画策定検討会議

副教育長、教育次長、教育委員会事務局各課長、室長、文化の森統括本部部長及び知事部局の課長等で組織。

・ 推進員会議

教育委員会事務局副課長、課長補佐及び知事部局の課長補佐等を推進員とする。

(3) 策定時期

平成25年3月（予定）